

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 19 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600517号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600248号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成25年\*月\*日)及び取得年月日(平成25年\*月\*日)を取り消し、平成25年\*月から同年\*月までの標準報酬月額を24万円、同年\*月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成25年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年\*月\*日から同年\*月\*日まで

私は、育児休業終了予定年月日より前の平成25年\*月\*日にA社に復職したが、請求期間が厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の平成25年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間は、当初、育児休業期間と記録されており、厚生年金保険料の徴収の免除期間であったが、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年\*月\*日付けで、請求者の育児休業期間が平成25年\*月\*日に終了したとする届出がされたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、オンライン記録によると、当初、請求者は育児休業として平成23年\*月\*日から平成25年\*月\*日までは厚生年金保険料の徴収の免除期間であったことが確認できるところ、A社から提出された請求期間に係る勤務票及び平成25年給与支給状況一覧表(賃金台帳)並びにB市から提出された平成26年度(平成25年分)課税証明書によると、請求者が、平成25

年\*月\*日に育児休業を終えて復職し、請求期間も継続して勤務していたこと及び請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された当該標準報酬月額の算定対象月に係る給与支給状況一覧表（賃金台帳）により確認できる報酬月額から、平成25年\*月から同年\*月までは24万円、同年\*月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間について、請求者の厚生年金保険育児休業等取得者終了届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600653号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600249号

## 第1 結論

請求者のA社B支店における平成18年6月21日の標準賞与額を61万円に訂正することが必要である。

平成18年6月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年6月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社B支店に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。賞与支給明細書を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社B支店における平成18年6月賞与支給明細書及びC健康保険組合から提出された被保険者記録照会回答により、請求者は、平成18年6月21日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額61万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成18年6月21日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600672号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600250号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月11日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。  
平成15年7月11日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月11日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に賞与の支給があり、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B厚生年金基金から提出された「厚生年金基金加入員台帳」及びC健康保険組合から提出された賞与資料によると、請求者の請求期間に係る賞与が記録されていることが確認できる。

また、A社における社会保険事務担当者は、請求期間当時は別の者が担当していたが、おそらくC健康保険組合が作成した複写式の届出用紙を使用し、健康保険組合経由で社会保険事務所(当時)に提出したはずである旨陳述しているところ、同社から提出された請求期間の賞与支払届によると、請求者に係る賞与(5万円)が記録され、平成15年7月17日付けでC健康保険組合の確認印が押されていることが確認できる上、同健康保険組合から提出された「資格取得・資格喪失・報酬月額変更届受付経過簿」によると、同健康保険組合は、A社から提出された賞与支払届を平成15年7月23日に社会保険事務所に回送したことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、C健康保険組合を経由して、社会保険事務所に対し、請求者に5万円の賞与を平成15年7月11日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については5万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600641号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600051号

### 第1 結論

昭和61年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、市役所から出張所で請求期間の国民年金保険料の申請免除の手続を行った。請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、申請免除の記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者が昭和61年度当初の4月から国民年金保険料の免除の承認を受けるには、当該年度の7月までに申請免除手続を行う必要があったところ、請求者の請求期間直後の昭和61年10月から昭和62年3月までの期間は申請免除期間となっており、当該申請免除は、昭和61年12月4日に申請が行われ、同年12月24日に処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該記録に不自然さはみられない上、昭和61年12月時点では、請求期間の国民年金保険料の申請免除を行うことができない。

また、請求者の主張どおり、請求者が請求期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとすれば、請求者は、昭和61年7月までに申請免除を行ったことになるが、この場合昭和61年4月から昭和62年3月までの1年分の申請免除を行うことが可能であり、昭和61年度の国民年金保険料の免除の承認を受けるには、1回の申請免除手続で足りるにもかかわらず、昭和61年12月に当該年度の一部である昭和61年10月から昭和62年3月までの期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとは考えにくい上、請求者は、請求期間の申請免除手続を何月頃に行ったか、全く覚えていないと陳述している。

以上のことから、請求者が、昭和61年7月までに申請免除手続を行い、承認を受けていたと推認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600622号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600052号

## 第1 結論

昭和36年7月から昭和45年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年7月から昭和38年7月まで  
② 昭和38年8月から昭和45年3月まで

私は、A市B区に住んでいた頃、国民年金の制度開始に伴い、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、全部納付した訳ではないが、夫婦二人分の国民年金保険料を何回か納付した。

また、C市に移ってから、時期は不明だが、国民年金保険料の未納分を支払わないと年金を受給できないとの通知が市役所の年金課から届いたため、それまでの夫婦二人の未納分を、A市のときに納付しなかった分も含めて一括納付し、その後も夫婦二人分の保険料を納付した。

請求期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者と連番で記号番号が払い出されている請求者の妻に係る国民年金被保険者台帳に記載された手帳交付日から、昭和40年7月頃にC市で払い出されたことが推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和40年7月頃に行われたものと考えられ、国民年金の制度開始時にA市で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、A市B区に住んでいた頃に、全部ではないが夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その後、A市からC市に転居した後、時期は定かでないが市役所の年金課から国民年金保険料の未納分を支払わないと年金を受給できないとの通知があったため、妻の未納分と合わせて、30万~40万円を一括で納付し、その後も夫婦二人分の保険料を納付した旨陳述しているが、請求者は、当該一括納付した保険料及びその後に納付した夫婦二人分の保険料の納付時期、納付

期間及び納付場所について覚えていないとしていることから、請求者が夫婦二人分の保険料を一括納付したとする金額の検証を行うことができない上、請求期間のうち、どの期間の保険料をどのような方法（現年度納付、過年度納付、特例納付）で、いつ頃納付したか不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600623号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600053号

### 第1 結論

昭和36年7月から昭和43年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年7月から昭和38年7月まで  
② 昭和38年8月から昭和43年3月まで

私の夫は、A市B区に住んでいた頃、国民年金の制度開始に伴い、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、全部納付した訳ではないが、夫婦二人分の国民年金保険料を何回か納付した。

また、C市に移ってから、時期は不明だが、国民年金保険料の未納分を支払わないと年金を受給できないとの通知が市役所の年金課から届いたため、夫がそれまでの夫婦二人の未納分を、A市のときに納付しなかった分も含めて一括納付し、その後も夫婦二人分の保険料を納付した。

請求期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者の夫の記号番号と連番であるところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳に記載された手帳交付日から、昭和40年7月頃にC市で払い出されたことが推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和40年7月頃に行われたものと考えられ、国民年金の制度開始時にA市で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の夫の主張と符合しない。

また、請求者の夫は、A市B区に住んでいた頃に、全部ではないが夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その後、A市からC市に転居した後、時期は定かでないが市役所の年金課から国民年金保険料の未納分を支払わないと年金を受給できないとの通知があったため、請求者の未納分と合わせて、30万~40万円を一括で納付し、その後も夫婦二人分の保険料を納付した旨陳述しているが、請求者の夫は、当該一括納付した保険料及びその後に納付した夫婦二人分の保険料の納

付時期、納付期間及び納付場所について覚えていないとしていることから、請求者の夫が夫婦二人分の保険料を一括納付したとする金額の検証を行うことができない上、請求期間のうち、どの期間の保険料をどのような方法（現年度納付、過年度納付、特例納付）で、いつ頃納付したか不明である。

そのほか、請求者の夫が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。